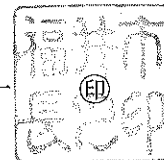


参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 10月 9日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

土橋集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年10月9日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人	1 経営体
個人	1 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・今後も、直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農できる環境づくりをしていく。
- ・今後、集落外の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。
- ・農地・水・保全管理支払交付金を活用し、継続して共同活動を行っていく。